

## 二 指導法、教材教具等の研究開発を図る

(一) 一人一人の実態に応じた指導法の開発、特に日常の指導に直結する実践的研究の推進に努める。

(二) 心身障害児の調査、検査法等の技術について、全教員（小・中学校では特殊学級担任以外の教員を含む）の研修を行い、障害児の実態を把握した指導の充実に努める。

(三) 教科書や既製の教材教具等に関する研究に努め、適時、適切な活用を図るとともに、児童生徒の特性に応じた教材教具の創作研究をすすめ、その活用に努める。

(四) 視聴覚教材や図書等の資料について、児童生徒一人一人の特性に合った教材を精選して、その効果的な活用に努める。

## 三 身辺処理の確立、社会的自立を目指す指導の強化を図る

(一) 児童生徒の観察や調査、検査に基づいた個人資料を整備し、実態の正しい把握に基づいた指導方針によって、指導に当たるよう努める。

(二) 学校における、あらゆる場を日常生活指導の機会とし、身辺処理の確立に努めるとともに、家庭との連絡を密にして、学校での指導が、家庭でも生かされるように努める。

(三) 作業学習を取り入れ、作業態度や

責任観等を養うとともに、社会的自立の意欲を高めることに努める。

(四) 交流教育、校外学習、職場見学、実習等の指導の充実に努め、積極的に社会に参加する意欲を高め、参加の態度、習慣の育成に努める。

## 四 評価の観点の明確化を図る

(一) 障害に応じた目標、指導内容の個別化にともない、一人一人の評価の観点を明確にし、指導過程や結果等について適切に評価し、次の指導に生きるよう、新学習指導要領の趣旨にそって評価法の改善に努める。

(二) 評価の意義、方法について、全教員の共通理解を図り、教育活動の充実に資する改善に努める。

## 五 健康の保持増進、安全生活を守る習慣と態度の育成を図る

(一) 心身の健康状態の観察や調査を計画的に進めるとともに、関係機関の協力を得て、情報、資料を収集整理し、その活用に努める。

(二) 体力と運動機能の向上を図るため学校教育活動の全体を通じて、適切な体育活動の実践に努める。

(三) 危険から身を守る方法について具体的に指導するとともに、交通事故防止のための訓練や、安全な遊びの指導に努める。

# 昭和57年度福島県教育委員会重点施策

県教育委員会は、「未来をひらく、県民のための生涯教育」の実現を図るため、

豊かな教養と正しい判断力をもつ人間の育成

個人の価値を尊ぶ人間の育成

健康な人間の育成

を理念とする「第2次福島県長期総合教育計画」を策定したが、この計画及び「第2期実施計画」に基づき、昭和57年度の重点施策を次のとおり設定する。

- 1 ゆとりと充実をめざす学校教育の推進
- 2 障害をもつ子どもたちへの豊かな教育の推進
- 3 あすをになう青少年の健全育成の推進
- 4 自ら学習し生きがいを求める社会教育の推進
- 5 健康と体力の向上をめざす社会体育の推進
- 6 伝統を生かし創造性をはぐくむ文化活動の推進